主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人八名の弁護人葉山岳夫、同近藤勝、同大川宏、同菅野泰の上告趣意第一は、単なる法令違反の主張であり、同第二は、事実誤認、単なる法令違反の主張にすぎず、同第三は、判例違反をいうが、実質は単なる法令違反の主張であり、同第四は、被告人A、同B、同Cに関する量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五七年四月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	本	山		亨
裁判官	寸	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	谷	П	正	孝